

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 6 月 25 日

山口地方裁判所下関支部

裁判所書記官 澤 田 辰 也

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7 年 7 月 10 日 午前 9 時 00 分から 令和 7 年 7 月 17 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 7 年 7 月 23 日 午前 10 時 00 分 場 所 山口地方裁判所下関支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 7 年 8 月 6 日 午前 10 時 00 分 場 所 山口地方裁判所下関支部
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7 年 6 月 25 日から当庁不動産競売係に備え置きます。	



516

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和6年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1～3	7,281,000 5,824,800	一括	1,456,200	41,166	8,466
1	2,680,000				
2	315,000				
3	4,286,000				



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--------------------------------------|
| 1 | 所 在 | 下関市東観音町 |
| | 地 番 | 6 番 1 4 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 280.55 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 下関市東観音町 |
| | 地 番 | 6 番 1 3 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 19.80 平方メートル |
| 3 | 所 在 | 下関市東観音町 6 番地 1 4 |
| | 家屋 番号 | 6 番 1 4 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造セメント瓦葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 90.20 平方メートル
2 階 28.15 平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 7年 5月28日

山口地方裁判所下関支部

裁判所書記官 澤 田 辰 也

1 不動産の表示

【物件番号1～3】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1～3】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号3】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」もご覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--------------------------------------|
| 1 | 所 在 | 下関市東観音町 |
| | 地 番 | 6 番 1 4 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 280.55 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 下関市東観音町 |
| | 地 番 | 6 番 1 3 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 19.80 平方メートル |
| 3 | 所 在 | 下関市東観音町 6 番地 1 4 |
| | 家屋 番号 | 6 番 1 4 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造セメント瓦葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 90.20 平方メートル
2 階 28.15 平方メートル |



令和6年(ケ)第21号
令和7年3月11日受理
令和7年 4 月30日提出

現 況 調 査 報 告 書

山口地方裁判所下関支部

執 行 官 金 川 直 樹

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 下関市東観音町 |
| | 地 番 | 6 番 1 4 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 2 8 0. 5 5 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 下関市東観音町 |
| | 地 番 | 6 番 1 3 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 9. 8 0 平方メートル |
| 3 | 所 在 | 下関市東観音町 6 番地 1 4 |
| | 家屋 番号 | 6 番 1 4 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造セメント瓦葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 9 0. 2 0 平方メートル
2 階 2 8. 1 5 平方メートル |



不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	山口県下関市東観音町20番28号		
土地	物件1、2		
現況地目	☒ 宅地（物件1、2） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ （物件 ）		
形状	☒ 14条地図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物（目的外建物）	☐ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）		
その他の事項			
建物	物件3		
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である。 ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる（ ☐ 主である建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：		
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある { 種類： 構造： 床面積： }		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を 居宅 として使用している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）		
その他の事項			
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある [地方裁判所 支部 令和 年（ ）第 号 保管開始日 令和 年 月 日]		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		

（注）チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり
（2枚目）

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■債務者兼所有者	1 本件建物には、私が居住しています。 2 本件建物には、特に不具合箇所はないと思います。 3 本件建物の設備等について、リースを受けている物はありません。 4 本件土地の境界について、隣地所有者と言いが食い違うなどの問題はありません。 5 屋内で猫を飼育しています。 6 動産類はすべて搬出する予定ですが、もしも残置したものが生じた場合は、買受人の方に処分していただければと思います。 (令和7年4月17日口頭聴取)

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(3枚目)

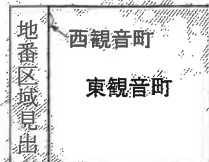
執行官の意見

- 1 本件物件の状況は、関係人の陳述、土地建物位置関係図、間取図及び添付した写真のとおりである。
- 2 本件建物は、債務者兼所有者が住居として居住して占有しているものと認められる。
- 3 本件土地の形状は、現地での概測の結果、概ね14条地図のとおりであると思われる。
- 4 物件1、2の各土地は、一体として本件建物の敷地として利用されている。
- 5 本件建物に付合したサンルームがある。
- 6 上記意見は、あくまでも現況調査に当たって得られた関係人の陳述等に基づいて作成したものであり、本件物件の形状、境界、瑕疵その他の権利関係を確定させるものではない。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(4枚目)

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
7年3月12日(水)	執行官室	下関市役所に問取図請求(郵送) 中国電力ネットワーク株式会社に調査嘱託書郵送
7年3月12日(水) 11:31~11:32	山口地方法務局	公図閲覧等
7年3月12日(水) 10:46~10:47	山口地方法務局	公図閲覧等
7年3月14日(金) 11:45~12:20	物件所在地	物件確認、写真撮影
7年3月27日(木)	執行官室	債務者兼所有者に対し現況調査期日通知書・照会書 郵送
7年4月17日(木) 10:00~10:30	物件所在地	物件調査(評価人同行)、写真撮影、債務者兼所有者から聞き取り(口頭)
年 月 日 () : ~ :		
(特記事項) ☒ 令和7年4月17日 目的物件は不在で施錠されていると予測されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐		

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり
(5枚目)



請 求 部 分	所 在					下関市東観音町		地 番		6番14	
出 力 縮 尺	1/500		精 度 区 分	甲	座標系 番号 原記号	Ⅲ	分類	地図(法第14条第1項)		種類	地籍図
作 成 年 月 日						備 付 年 月 日 (原図)			補 記 事 項		

(1/1)

(6 枚目)

公用

登記年月日：昭和50年11月21日

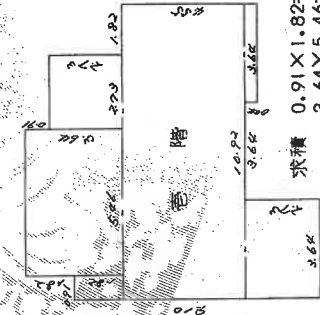
公用

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(山口地方支務局下関支局管轄)
令和7年3月12日 山口地方支務局

登記官

(7 枚目)

請求番号：8-3

家屋番号	6番14										
建物の所在	下関市玉川町6番地14										
東観音町											
各階平面図(B)											
 求積 <table><tr><td>$0.91 \times 1.82 = 1.6562$</td></tr><tr><td>$3.64 \times 5.46 = 19.8744$</td></tr><tr><td>$2.73 \times 2.73 = 7.4529$</td></tr><tr><td>$10.92 \times 4.55 = 49.6860$</td></tr><tr><td>$2.73 \times 3.64 = 9.9372$</td></tr><tr><td>$0.44 \times 3.64 = 1.6016$</td></tr><tr><td>合計</td><td>90.2083</td></tr><tr><td>床面積</td><td>90.20㎡</td></tr></table>		$0.91 \times 1.82 = 1.6562$	$3.64 \times 5.46 = 19.8744$	$2.73 \times 2.73 = 7.4529$	$10.92 \times 4.55 = 49.6860$	$2.73 \times 3.64 = 9.9372$	$0.44 \times 3.64 = 1.6016$	合計	90.2083	床面積	90.20㎡
$0.91 \times 1.82 = 1.6562$											
$3.64 \times 5.46 = 19.8744$											
$2.73 \times 2.73 = 7.4529$											
$10.92 \times 4.55 = 49.6860$											
$2.73 \times 3.64 = 9.9372$											
$0.44 \times 3.64 = 1.6016$											
合計	90.2083										
床面積	90.20㎡										
縮尺	1/200 (A) 500										

2103317

(日本標準 JIS)

縮小 (A3-A4)

建物各階平面図

面図

昭和50年11月21日

作製年月日
昭和50年11月21日

作製者

申請人

建物図面(A)

道路

6-13

6-2

6-1



求積 $4.55 \times 5.46 = 24.8430$
 $0.91 \times 3.64 = 3.3124$
合計 28.1554
床面積 28.15㎡



※ 評価人作成図面



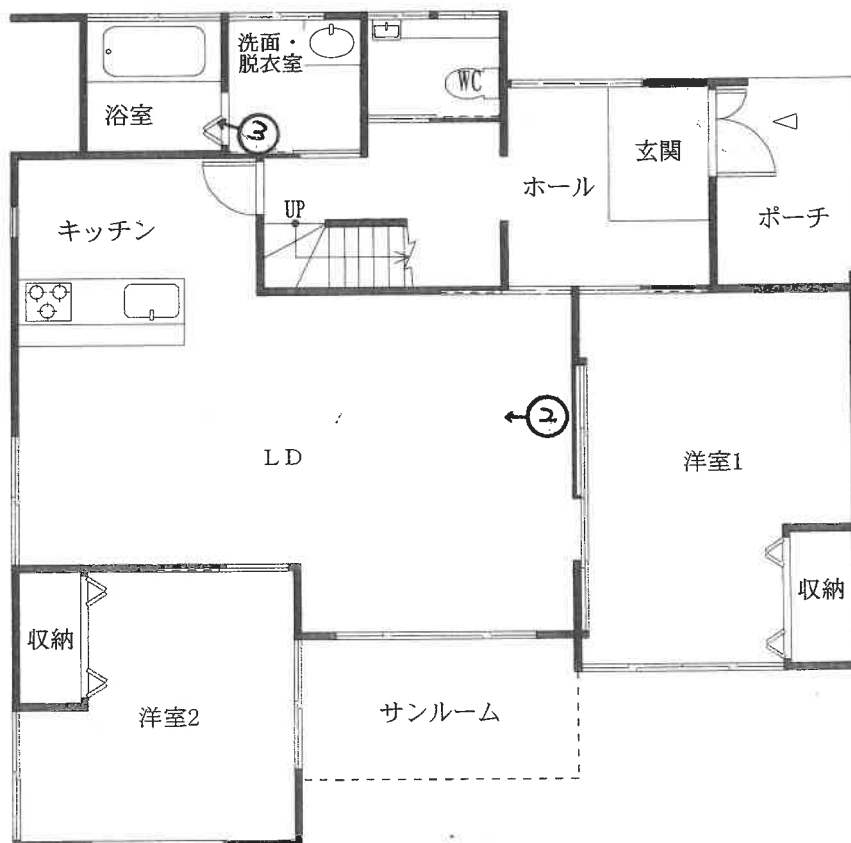
写真撮影位置方向



【図面名称】	【事件番号】	【物件番号】	【作成者】	【縮尺】
土地建物位置関係図	令和6年（ケ）第21号	1～3	評価人	約1/250

※本図は土地・建物の位置関係の概要を示すことを趣旨とするものであり、精度の高い図面ではない。

2階



1階

※ 評価人作成図面



写真撮影位置方向



【図面名称】

建物間取図

※本図は建物の間取の概要を示すことを趣旨とするものであり、精度の高い図面ではない。

【事件番号】

令和6年(ケ)第21号

【物件番号】

3

【作成者】

評価人

【縮尺】

約1/100



写真 1

本件建物の外観



写真 2

1 階
LD

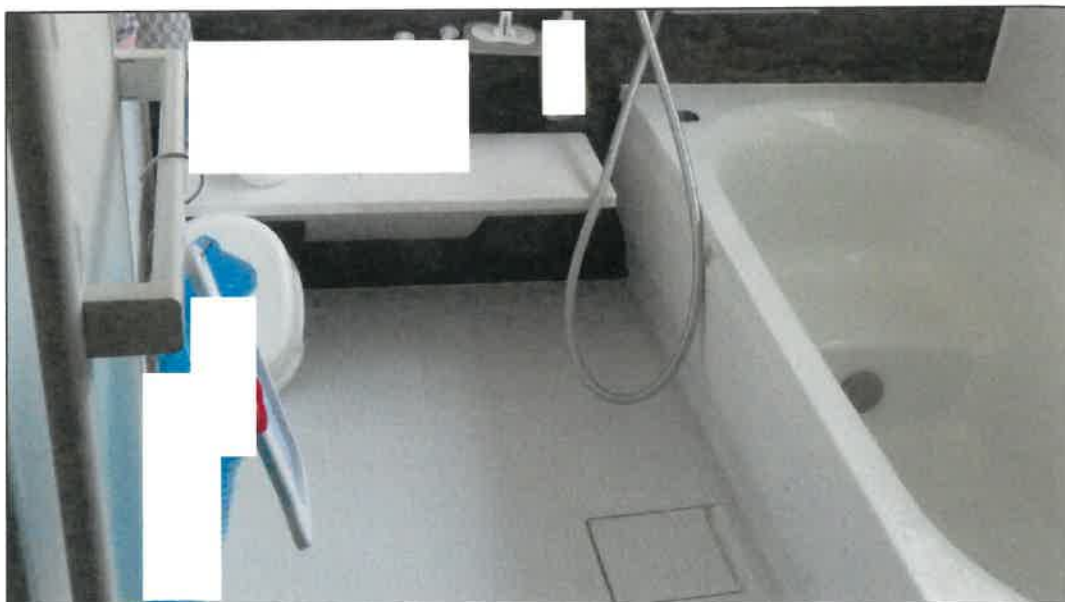


写真 3

1 階
浴室

令和6年（ケ）第21号
令和7年4月17日現地調査
令和7年5月14日評価

山口地方裁判所 下関支部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

原田 邦夫

第1 評価額

一括価格	
金 7,281,000円	
内訳価格	
物件 1 (土地)	金 2,680,000円
物件 2 (土地)	金 315,000円
物件 3 (建物)	金 4,286,000円

- 1 一括価格は、物件1～3の各不動産について、一括売却(民事執行法61条本文)を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件3のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件3の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登記	現況
1	所在 地番 地目 地積	下関市東観音町 6番14 宅地 280.55㎡	
2	所在 地番 地目 地積	下関市東観音町 6番13 宅地 19.80㎡	
3	所在 家屋番号 種類 構造 床面積	下関市東観音町6番地14 6番14 居宅 木造セメント瓦葺2階建 1階 90.20㎡ 2階 28.15㎡	
番号	特記事項		
1、2	本件土地の形状については、現地調査の結果、概ね公図のとおりである。		
3	本件建物については、現地調査の結果、ほぼ登記のとおりである。		

第4 目的物件の位置・環境等

1. 土地の概況及び利用状況等（物件1、2）

位置・交通	J R山陽本線『小月』駅の南西方約4.3km 【道路距離】 『観音下』バス停の南方約260m 【道路距離】	
付近の状況	一般住宅が建ち並ぶ区画整然とした住宅地域	
主な公法上の規制等 (道路幅員等の個別的条件を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火規制 その他の規制	市街化区域 第2種中高層住居専用地域 60% 200% — 都市機能誘導区域外 居住誘導区域外
画地条件	規模 300.35㎡ 形状 略台形 接面状況 角地	間口 約16m 奥行 約18m 地勢 概ね平坦（一部段差有）
接面道路の状況	北東側幅員約6mの市道※ ¹ に0～約0.8m程度高位接面する。 北西側幅員約5mの市道※ ² に0～約0.6m程度高位接面する。 ※ ¹ 市道：王司東観音町3号線、建築基準法第42条1項1号 ※ ² 市道：王司東観音町4号線、建築基準法第42条1項1号	
土地の利用状況等	本件土地は物件3建物の敷地として利用されている。	
供給処理施設	上水道：あり ガス配管：あり 下水道：あり (注)供給処理施設における「あり」とは、対象物件の前面道路に該当施設の本管(以下、施設管という)が通っており、通常の費用で敷地内への引込が出来る状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や、役所等での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。	
土壌汚染等	【土壌汚染について】 対象地について、地歴調査からは土壌汚染が存在することを示す端緒は発見されなかった。よって、土壌汚染の可能性は低いものと推測されるが、専門的な調査は行っておらず、不確定要素があるため、これを評価上考慮外とする。 【地下埋設物について】 対象地について、地下埋設物については不明であり、専門的な調査は行っておらず、不確定要素があるため、これを評価上考慮外とする。 【埋蔵文化財について】 対象地は周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲外である(下関市教育委員会の回答)。	
特記事項	本件土地は、南東側隣地から約0.6～1m程度低位である。	

2. 建物の概況及び利用状況（物件3）

区 分	主である建物
建築時期及び 経済的残存耐 用年数	建築年月日（登記簿）： 昭和50年11月20日新築 経過年数： 約 50 年 経済的残存耐用年数： 約 10 年
仕 様	構 造： 木造 2階建
	屋 根： セメント瓦葺
	外 壁： 吹付タイル等
	内 壁： クロス等
	天 井： クロス等
	床： フローリング等
	設 備： 電気、給排水、トイレ、ガス給湯器等
	そ の 他： サンプルーム
床面積(現況)	第3 目的物件欄記載のとおり
現況用途等	現況用途： 居宅 間取り： 附属資料の「建物間取図」のとおり
品 等	普通
保守管理の状態	普通
建物の利用状況	「現況調査報告書」記載のとおり
特 記 事 項	・ 本件建物については、特に目立った大きな破損等は見受けられない。 ・ 本件建物内がリフォームされ、新しい様式になっており、所有者への聴取によると、リフォーム済みの物件を購入したとのことである。 ・ 本件建物に附合してサンプルームが設置されている。なお、当該附合物については、経年及び構造等に鑑み、経済的市場価値は認め得ないと判断した。 ・ 本件建物内で猫が飼育されている。 ・ 本件建物は、昭和56年6月から適用された「新耐震基準」以前の建物であることに留意されたい。 ・ 本件建物に係る瑕疵（設備の不具合、アスベスト含有材の有無、害虫被害等を含む）についての詳細は不明である。

第5 評価額算出の過程

1. 基礎となる価格

① 物件1、2(土地)

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地 価 格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ=オ
1	28,500	98 / 100	280.55	95 / 100	7,444,000
2	28,500	98 / 100	19.80	95 / 100	525,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価公示価格 下関 - 26

公示価格等 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $28,400 \text{ 円/㎡} \times 100.5 / 100 \times 100 / 100 \times 100 / 100 = 28,500 \text{ 円/㎡}$

◇ 時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇ 標準化補正：必要なし。

◇ 地域格差：街路・交通・環境・行政的条件等を考慮した。

イ 個別格差：

個別的要因	物件1・2
角地	103 / 100
高低差	97 / 100
方位	98 / 100
相乗積	98 / 100

ウ 地 積： 登記数量による。

エ 建付減価： 本件土地上に存する建物等の状況を総合的に勘案して査定した。

② 物件3(建物)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

物件 番号	再 調 達 原 価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格(円) ア×イ×ウ=エ
3	220,000	118.35	0.16	4,166,000

イ 現況延床面積：公簿面積による。

ウ 現価率：

- ・残価率 ： 0%
- ・経過年数 ： 50 年
- ・観察減価率 ： 5%
- ・経済的全耐用年数 ： 60 年
- ・経済的残存耐用年数 ： 10 年

上記数値等により、耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し、現価率を査定した。

$$\text{※現価率} = \left\{ \text{残価率 } 0\% + (1 - \text{残価率 } 0\%) \times \left(\frac{\text{経済的残存耐用年数 } 10\text{年}}{\text{経済的全耐用年数 } 60\text{年}} \right) \right\} \times (1 - \text{観察減価率 } 5\%) = \underline{\underline{0.16}}$$

2. 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ=ウ
1	7,444,000	40%	法定地上権	2,978,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等及びその割合を上記のとおり査定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる 価 格 (円) (1①オ、1②エ) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) (2①カ) イ	占有減価 修 正 ウ	市 場 性 修 正 エ	競売市場 修 正 オ	評 価 額 (円) (ア+イ)×ウ ×エ×オ
1	7,444,000	▲ 2,978,000		1.00	0.60	2,680,000
2	525,000	▲ 0		1.00	0.60	315,000
3	4,166,000	+ 2,978,000	1.00	1.00	0.60	4,286,000
一 括 価 格 (合 計)						7,281,000

ウ 占有減価修正：必要なし。

エ 市場性修正：必要なし。

オ 競売市場修正：第2評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

1 地価公示価格【 下関 — 26 】

所 在 : 下関市東観音町2番11「東観音町18-10」

価 格 : 28,400円/㎡

位 置 : JR山陽本線「小月」駅から4.2kmに位置する。

価 格 時 点 : 令和7年1月1日

地 積 : 291㎡

供給処理施設 : 水道・ガス・下水

接 面 道 路 : 南西側5m市道に接面

用 途 指 定 等 : 第2種中高層住居専用地域

(建蔽率 60% 、 容積率 200%)

地 域 の 概 要 : 一般住宅が建ち並ぶ区画整然とした住宅地域

2 固定資産税評価額（令和6年度）

物件1 : 5,432,570 円

物件2 : 383,407 円

物件3 : 1,647,409 円

ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するに当たって参考とした価格にすぎない。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質上異なる額である。

第7 附属資料の表示

1 受命物件の位置図(縮尺 1/10,000、1/2,500)

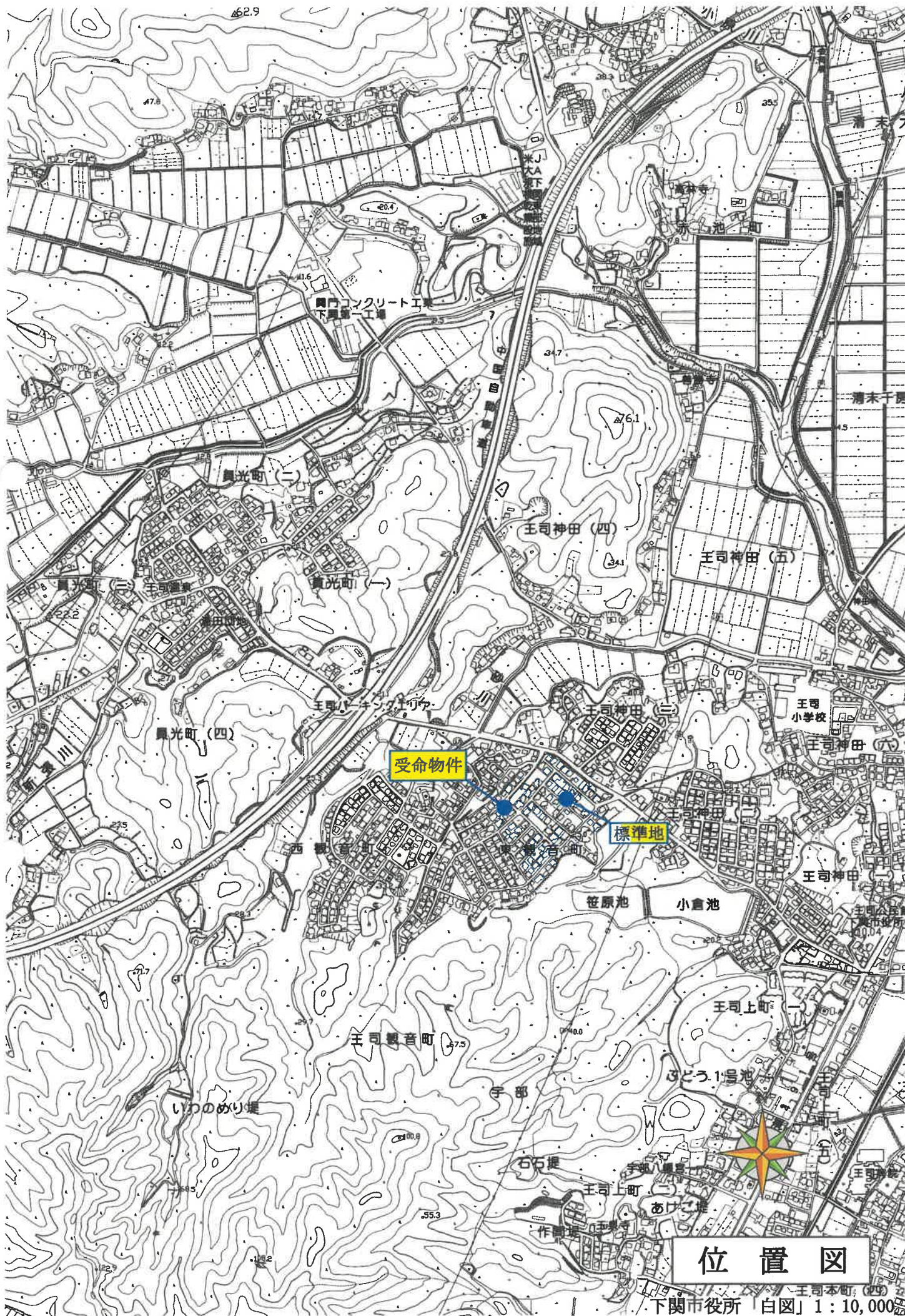
2 公図写し(法務局備付)

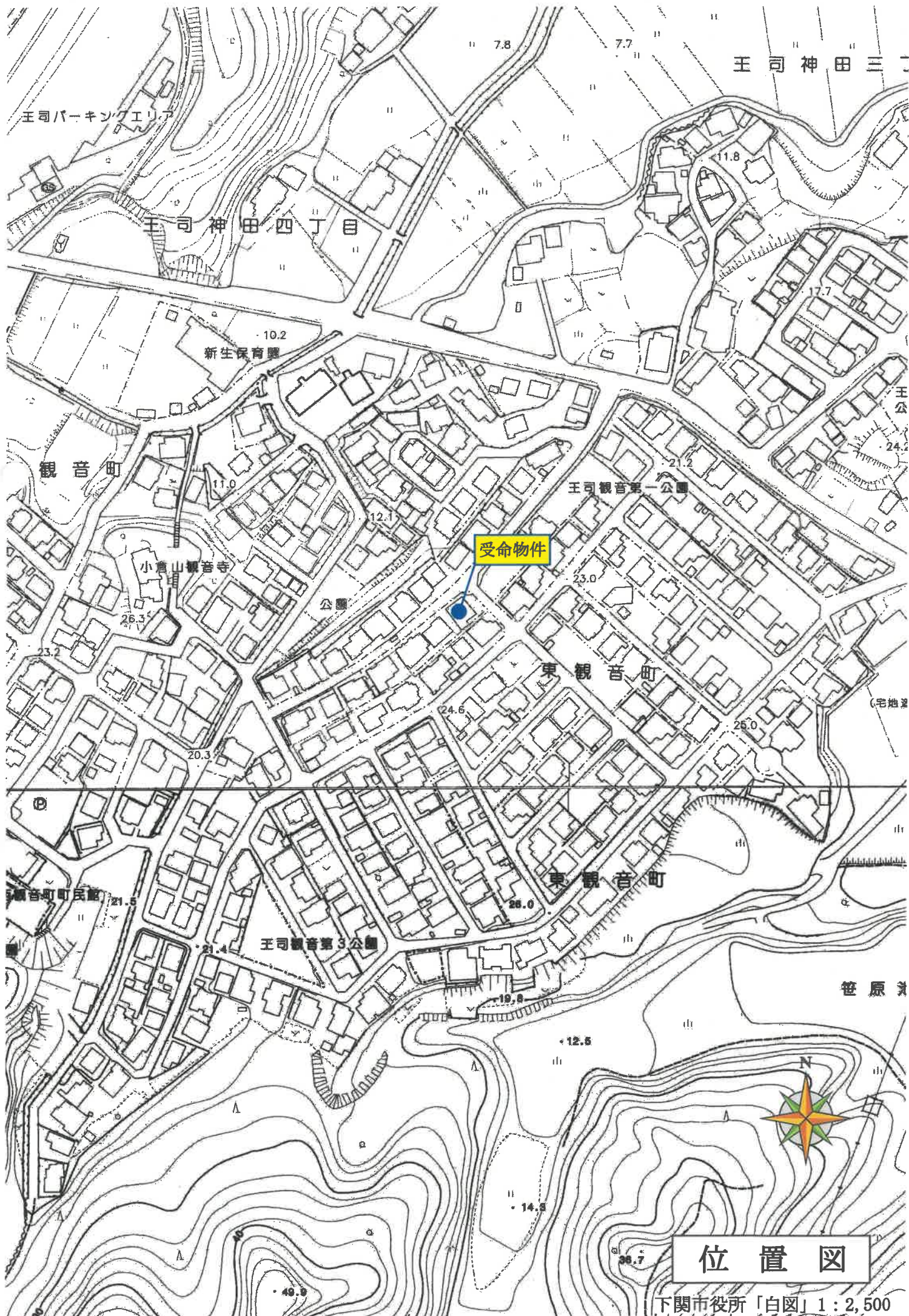
3 建物図面・各階平面図写し(法務局備付)

4 土地建物位置関係図

5 建物間取図

6 現況写真

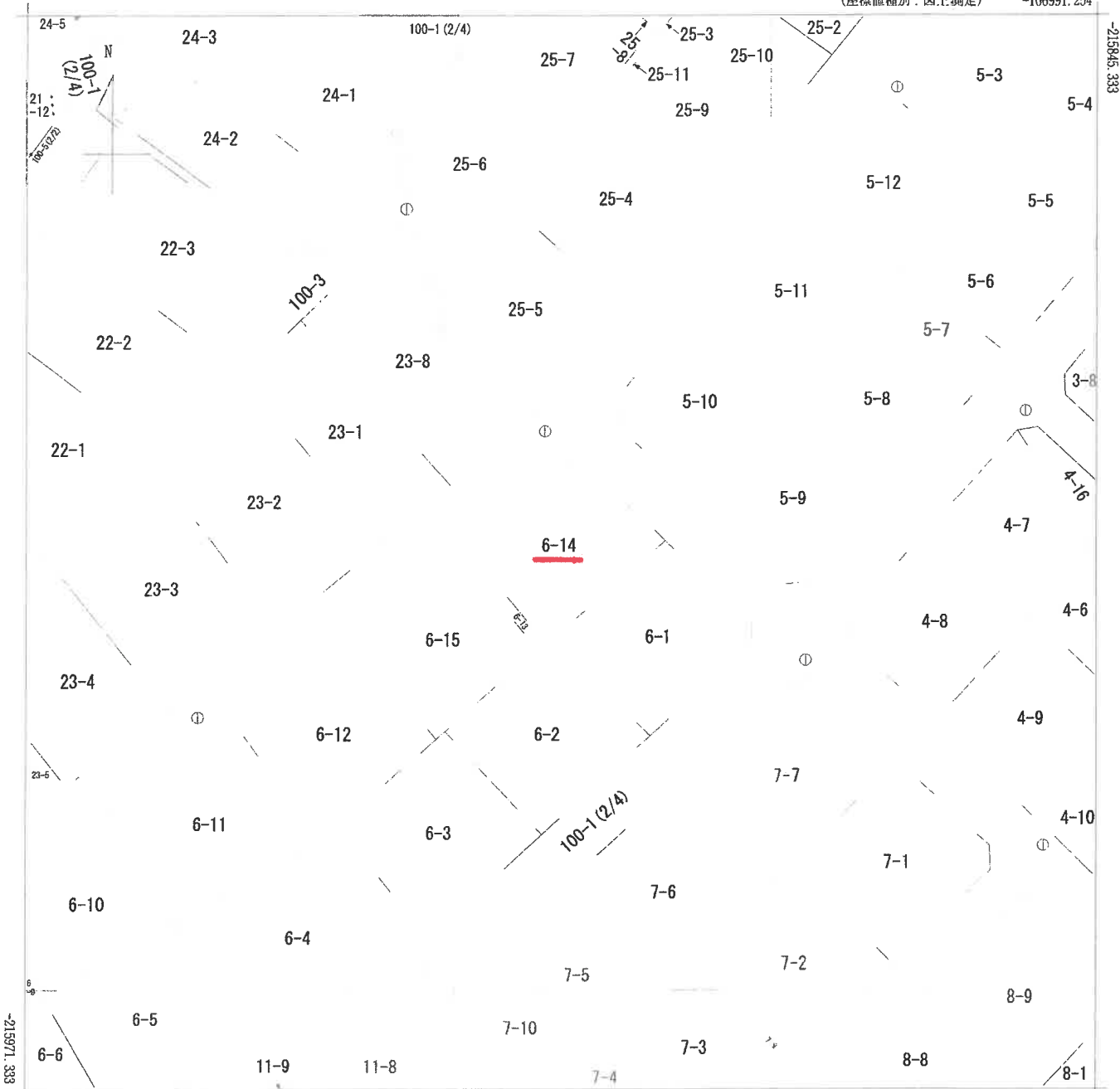




位置図

下関市役所「白図」1 : 2,500

(座標値種別：図上測定) -106991.254



-107116.254 (座標値種別：図上測定)

地番区域見出
西観音町
東観音町

請求部	所在	下関市東観音町				地番	6番14			
出力縮	1/500	精度区	甲三	座標系番号又は記号	Ⅲ	分類	地図(法第14条第1項)		種類	地籍図
作成年月日					備付年月日(原図)			補記事項		

縮小【A3→A4】

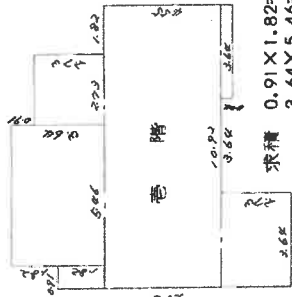
登記年月日：昭和50年11月21日

建築物平面図

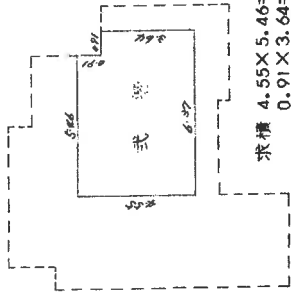
家屋番号	6番14
建物の所在	下関市五所郷町6番地14

東観音町

各階平面図(B)



求積 $4.55 \times 5.46 = 24.8430$
 $0.91 \times 3.64 = 3.3124$
合計 28.1554
床面積 28.15㎡



2103317

縮尺	1/200	1/500	(A)
----	-------	-------	-----

(日 開 通 15)

850 11 21

建物図面(A)



2103317

昭和50年	11月	21日	製作	申請人
-------	-----	-----	----	-----

縮小【A3→A4】



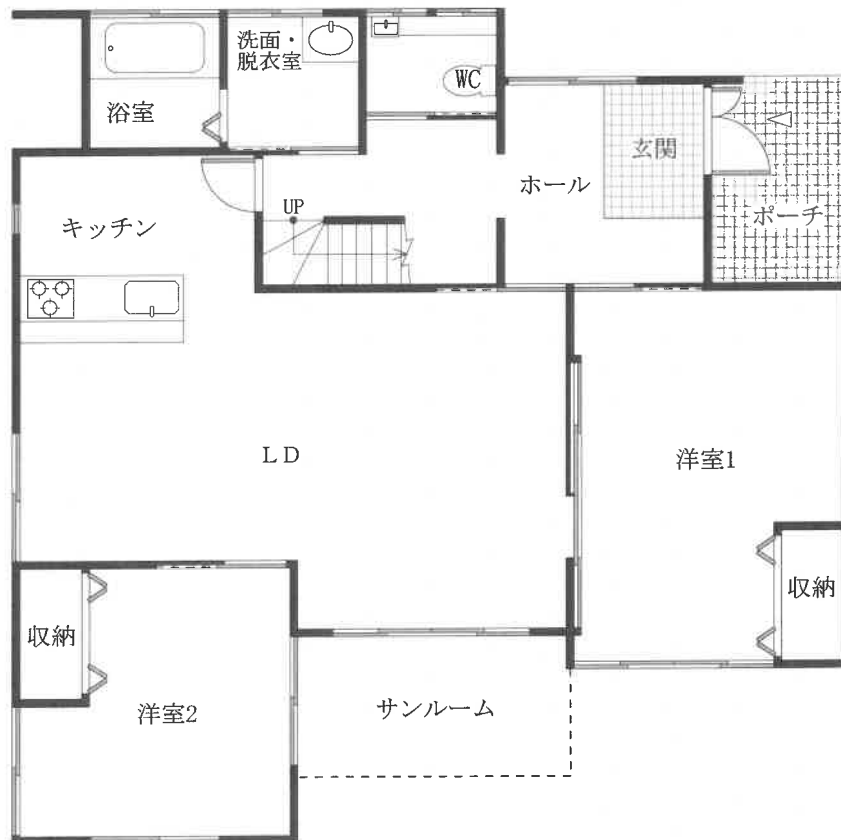
写真撮影位置 

【図面名称】	【事件番号】	【物件番号】	【作成者】	【縮尺】
土地建物位置関係図 ※本図は土地・建物の位置関係の概要を示すことを趣旨とするものであり、精度の高い図面ではない。	令和6年（ケ）第21号	1～3	評価人	約1/250

2階



1階



【図面名称】

建物間取図

※本図は建物の間取の概要を示すことを趣旨とするものであり、精度の高い図面ではない。

【事件番号】

令和6年（ケ）第21号

【物件番号】

3

【作成者】

評価人

【縮尺】

約1/100

現況写真

受命物件

①



受命物件

②

